

令和6年度 佐賀県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に基づく障害福祉サービス等の公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(基準日)

第2条 基準日は、令和6年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(報告の開始日)

第4条 本制度に係る報告の開始日は以下のとおりとする。

- (1) 令和6年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和6年5月1日
- (2) 令和6年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(報告の期限と公表の時期)

第5条 本制度に係る報告の期限は以下のとおりとする。

- (1) 令和6年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告の期限	公表の時期
令和6年7月31日	令和6年9月下旬

- (2) 令和6年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告の期限	公表の時期
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内	報告後1か月以内

(実施主体)

第6条 情報公表制度の事務の実施主体は知事とする。

(公表対象事業者)

第7条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

（報告の対象となる事業者）

第8条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者を報告の対象とする。

（障害福祉サービス情報の内容）

第9条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障総則別表第1号及び別表第2号並びに児福則別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容はそれぞれ、別表第1（基本情報）及び別表第2（運営情報）のとおりとする。

（報告の方法）

第10条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表

システム」(以下「公表システム」という。)を通じて知事に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第 11 条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、事業者は、当該事項の修正又は変更のあったときに公表システムを通じて速やかに知事に報告を行うこととする。

2 前項以外の情報については、年 1 回の定期的な報告を行うものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第 12 条 事業者は、知事から障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられた場合、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告し、報告の内容を是正し、調査を受けるものとする。

(調査)

第 13 条 知事は、事業者が公表した障害福祉サービス等情報について必要と認める場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定に基づく調査を実施することとする。

(情報の公表)

第 14 条 知事は、本要綱等に基づき事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には当該調査結果についても公表する。

2 知事が行う情報の公表方法はインターネットによるものとする。

3 知事は、利用者等からの要請に応じて紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(相談及び苦情等の対応)

第 15 条 公表されている情報に係る苦情及び相談窓口は佐賀県健康福祉部障害福祉課指導担当とする。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。